

# 公立保育園民営化に関する Q&A

平成 27 年 2 月

熊本県宇城市

## 公立保育所の民営化に関する Q&A

### 1. 民営化について

#### Q1. なぜ公立保育所を民営化するのですか？

A1

公立保育所は、「運営・建設に対する補助金の廃止（運営費が平成 16 年、建設費が平成 18 年。ただし、私立は継続。）」等により、国の財政支援が受けられなくなりました。これは、保育環境の充実を、民間の力を活用して行うという国の方針によるものです。

そのため、延長保育の充実などの新たなサービスの導入はもとより、現行施設の維持・運営についても、公立による保育サービスの提供は、民営による同様のサービス提供に比べて高い市の負担を要することとなります。

今後の合併特例の縮小という宇城市財政の変化を踏まえると、今ここで何もしなければ、行き着くところは保育環境・サービスの低下につながると認識しています。

そのような事態を避け、より良い保育環境の提供を目指す努力の一つが公立保育所の民営化です。

この民営化の第一の目的は、今後継続して保護者の皆さんが働きやすい環境を維持し、より向上させるためのものです。単に運営経費が安いから民営化しようという考えではありません。

また、現在宇城市の保育園児の2/3は、民間の保育所に入園されていますが、全て良好な保育を受けられています。他市において民営化された保育所においても、問題が生じたという話は伝わっておらず、民営化後も利用者は満足しておられると聞いております。

こうしたことから、目の前に迫るこれからの問題に対処し、現在の保育水準を維持・向上させるには、民営化はとても有効な方法であると考えます。

#### Q2. 市は公立保育所を運営し続ける法的責務があるのでは？

A2

児童福祉法第 24 条に基づき、保育への公の責任は市にあります。しかし、これは「運営形態として公立保育所でなければならない」という意味ではありません。公立・私立の形態に関わらず、市民の保育環境を整備することが、市としての公の責任です。

Q3. 私立と公立とでは何が違うのでしょうか？

A3

保育料は、公立・私立とも同じ基準で市が決定しており、同額です。保育所の職員配置や施設及び設備は、国が定める基準を守って行われています。また、保育内容も国が定める「保育所保育指針」に沿って保育が行われますので、公立と私立の差はありません。

また、国が定める保育所運営費の基準には、私立保育所について保育士等の勤続年数に応じた加算が認められるなど、財政的配慮もなされていますので、現在、民間保育所が経費の捻出のため苦勞するという状況は見受けられません。

なお、民間移管にあたっては、運営主体は変わりますが、遊びの内容や行事等の保育内容について、在園中の子ども達に配慮し、園の保育内容を基本的に引継ぎます。また、平日18時以降の延長保育サービスの実施等を移管時の条件と考えています。

Q4. 民営化はメリットだけでデメリットはないのでしょうか？

A4

本市で認可保育所に通っている児童のうち、2/3は私立保育所に通っています。私立保育所では、職員配置などは公立保育所と同様に行っており、民営化による長期的なデメリットはないと考えています。

ただし、民営化直後については、保育職員が市の職員から法人の職員に代わりますので、子ども及び保護者の方が戸惑いを感じないように配慮することが必要です。

そのため、移管先と一定期間(およそ1年間)の引継ぎ期間を設け、移管先法人が民営化前の保育内容を踏まえた保育を行えるよう取り組む中で、保護者の方の意見もお聴きしながら、円滑に移行できるよう努めていきます。

Q5. 民営化すると保育料や入園手続き、入所基準も変わるのでしょうか？

A5

公立であっても私立であっても、入所の決定は市が行い、保育料も市に納めていただきますので、これまでと変わることはありません。入所基準も公立・私立による差はありません。

Q6. 民営化して保護者の負担は増えませんか？

A6

本市が保育所への入所を決定する認可保育所の保育料は、公立でも私立でも同じ基準で決定しますので、私立保育所だから保育料が高くなるということではありません。

移管に当っては、寄附の強要はもちろんのこと、一般的な負担を除き、新たな負担等を保護者に求めないよう公募条件として提示します。

なお、延長保育などの特別保育サービスを利用される場合には現在と同様に利用者負担は必要になります。

Q7. 保育時間はどうなりますか？

A7

保育時間等の保育内容については、在園中の子ども達に配慮し、園の保育内容を基本的に引継ぎます。なお、平日18時以降の延長保育サービスの充実等を移管時の条件とするよう考えています。

Q8. 給食はどうなるのでしょうか？

A8

保育所の給食については、児童の発達段階や健康状態に応じた離乳食・幼児食・アレルギー等への配慮など、安全・衛生面、栄養面での質の確保が図られるべきものです。

特に食育の推進が求められている状況の中で、献立内容・調理の工夫や児童に対する働きかけなど、給食の果たす役割は大きくなっています。

給食に関する国通知では、調理業務について保育所が責任をもつことが求められています。そのため、保育所職員による調理、又は管理体制や食育の推進などに必要な配慮がなされ、給食の質が確保されたうえで、調理業務を委託することとされています。

本市の保育所の給食については、この国の考え方にもとづいて、今後とも給食の質が確保されるよう適切に実施していきたいと考えています。

なお、公募要項に自園調理の実施を移管時の条件とするよう考えています。

## 2. 職員について

Q9. 公立保育所の保育士はどのようなのでしょうか？

A9

民営化に伴う常勤職員の整理退職は、行いません。民間へ移管後は、他園などへ異動することになります。

また、非常勤保育士については、移管先の民間保育所に雇用できるよう誘導し、子どもや保護者が馴染みやすい環境づくりに努めます。

Q10. 民間になると若い保育士ばかりになり、子育ての相談がしにくくなるのではないのでしょうか？

A10

比較的若い保育士も、ベテランの保育士も、普段の保育業務の中で、それぞれの子どもの姿を見つめ、子育て相談などに対応しなければならないと考えています。

民営化に当っては、保護者が気楽に相談できるよう、公立保育所の非常勤保育士を引き続き雇用するよう誘導するとともに、移管先法人に一定の経験年数のある保育士の配置を、要請していく考えています。

Q11. 民営化すると保育士の研修機会が減って保育の質が低下することはないのでしょうか？

A11

公立・私立を問わず、保育士・調理員は園内研修をはじめ、協議会の研修や各種保育団体が主催する研修会への積極的な参加が行われており、資質の向上に努めています。

なお、私立保育所では保護者ニーズに応じた特別保育などに取り組んでいるため、一層の保育メニューの多様化や質の向上が期待されると考えています。

Q12. 民営化すると職員が減らされて保育の質が低下するのではないですか？

A12

認可保育所の保育実施にあたっては、公立・私立に関わらず、国が定める基

準等により、子どもの人数に応じて必要な保育士の人数が定められております。このため民営化しても必要な職員が減るということはありません。

### 3. その他

Q13. 民間になると国が定めた運営費で保育を行うので保育の質が低下するのではないですか？

A13

保育所運営費は、基本的には国が定める保育所運営費と特別保育などの事業補助金で賄われますが、これ以外にも保育所の運営を円滑に行うため、国、県、市が運営費等の一部を助成しています。

国が定める保育所運営費には、私立保育所の保育士の給与を補償するために、経験年数に応じて人件費の加算が行われ、その経費は国、県、市が負担しています。

また、本市では、市独自で障害児保育実施について、保育士のスキルアップを図ることを目的とした研修や施設整備等の経費の一部を助成しています。

このように民間保育所が必要な運営費は確保されていると考えます。

Q14. 民営化すると障害児を受け入れる保育所が減ってしまうのではないですか？

A14

本市では、現在、公立・私立すべての保育所で障害児を受け入れる体制としています。また、障害の重複など個々の児童の状況が多様化してきております。宇城市に限らず、全体的な流れとして障害児の受け入れや困り感のある児童への関わり方については、各方面での研修会が開催され公立・私立を問わず積極的に参加をし、資質の向上に努めているところです。

Q15. 民営化すると保育室の面積や設備が低下することはないでしょうか？

A15

保育所の保育室や設備については「児童福祉施設最低基準」により定められた基準を上回るように整備されています。園の規模や実施事業により園舎全体の広さが異なることはあっても、園児一人当たりの面積などでは、公立・私立の差はありません。

Q16. 民営化すると、保護者の意見や要望が通りにくくなるのではないですか？

A16

私立保育所においても、保護者の方の声が直接園長等の職員に届けられています。

保育所に直接伝えにくいことがあれば、現在でも公立・私立を問わずこども福祉課でお聴きして、必要に応じそれぞれの保育所に確認したり、保護者のご意見を伝えたりしており、民営化後も変わることはありません。

Q17. 社会福祉法人であっても、少しも利益がないと成り立たないと思いますので、保育所が民営化になると、どうしても営利目的になるのではないですか？

A17

市では、社会福祉法人（新設を含む）を移管先とするよう考えています。

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として、「社会福祉法」に基づき設立された法人で、公共性が極めて高く、営利を目的としない民間の法人です。

また、保育所の運営に要する費用の額は地域や定員の規模、入所児童の年齢構成等により、その基準が国で示されています。私立保育所の運営は、宇城市と私立保育所経営者との契約に基づき、宇城市からの保育所運営費負担金により行われることとなります。

このように、必要な支出に見合う収入が補償される一方で、求められるサービスが提供されているか、監査を受けることとなります。従って、営利を追求することは困難な仕組みとなっていると考えています。

Q18. 民間移管後、市の対応はどのようなのでしょうか？

A18

児童福祉法により、市には保育に欠ける児童を保育所において保育する責務があり、それを担う認可保育所の運営主体が公立か私立かは問いません。

移管後は、市の職員が園の運営状況を把握し、移管条件が守られているか確認するとともに、必要な場合は指導します。また、他の私立保育所と同様に年1回の県の指導監査があり、施設、職員配置、会計経理等、運営全般について監査し、必要な助言指導を県と連携して行っていきます。

Q19. 民営化後にはどのような職員が保育にあたるのですか？

A19

民営化の実施時点では、職員全員が民間事業者の職員となります。

なお、現在雇用されている非常勤職員については、移管先の民間保育所に雇用できるよう誘導し、子どもや保護者に大きな環境変化が生じないように努めます。

Q20. 保育の引継ぎはどのようにするのですか？

A20

スムーズな民営化への移行を行うために、移管前のおおむね1年間を引継期間とし、移管先法人から移管後の保育所に勤務予定の保育士等を派遣していただく形で、子ども一人ひとりについて引継ぎを行いたいと考えています。

手順として一般的に考えられることは、まず施設長予定者や中心となる保育士等が全体を把握した後、それぞれの園児の年齢区分に応じて移管先法人の職員が引継ぎを受けることが考えられます。また、事務的な事項もきちんと引き継ぐ必要があります。具体的なスケジュールは移管先法人の選定後、法人と市が詳細を協議して決定します。

なお、保護者、移管先法人及び市の三者で、民営化後の保育内容やその方法等について話し合いを行う場を設けることを考えています。

Q21. 民営化するときには保育所の土地や建物はどうするのですか？

A21

保育所の土地は譲渡又は貸し付けとし、建物は無償で譲渡します。貸し付けも可とするのは、ひとつは移管時の法人の出費をできるだけ抑えて事業運営の負担を減らし、優秀な人材の確保など保育の充実に振り向けていただきたいという考えです。

二つ目には、公立保育所は全般的に建設から相当の期間が経過しており、施設の建て替えが必要になります。そのときに移管先法人の意志で建物を改築できるように、あらかじめ建物を法人の所有にしておくものです。

また、契約で市の承諾を得ないで土地を保育所以外の用途に使用しないことを定めますし、万一、契約に違反して保育所以外の用途に使用した場合の原状復帰や損害賠償等についても定め、継続的に保育所が運営されるようにします。

ただし、少子化の進み具合などによっては、市と関係機関、移管先法人などが協議して次の対応を決めることとなりますが、何より大事なものは、少子化の流れを少しでも早く食い止めるとともに保育所を安定的に運営できる法人を相手方に選ぶことだと考えています。

Q22. 民営化後、移管の条件を移管先法人にどのように守ってもらうのですか？

A22

設置運営の移管に当って「移管協定書」を締結する方針です。この中で、公募条件や移管についての協議内容を遵守することなどの移管先法人の義務を明記することになります。

しかし、それ以前にそういった心配のない法人を選定できるよう努力したいと考えています。

Q23. 待機児童とはどういうものですか？

A23

入所申込が提出されており、入所要件に該当しているが、入所できない児童のことです。ただし、他に入所可能な保育所があるにも関わらず、特定の保育所を希望し、保護者の私的な理由により待機している場合は待機児童とは言いません。